## 第 13 回京都海区漁業調整委員会 次第

令和5年2月20日午後2:00~ 京都府水産事務所 研修室

#### 1 開 会

#### 2 議 案

第1号議案 特定水産資源に関する令和4管理年度における

知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)

【第1号議案資料】

第2号議案 特定水産資源に関する令和4管理年度における

知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)

【第2号議案資料】

第3号議案 知事許可漁業の制限措置等について (諮問)

小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業(とりがいけた網漁業))

【第3号議案資料】

第4号議案 知事許可漁業の制限措置等について (諮問)

小型いかつり漁業 【第4号議案資料】

## 3 報告事項

## 4 その他

次回(第14回)委員会開催について

## 5 閉 会

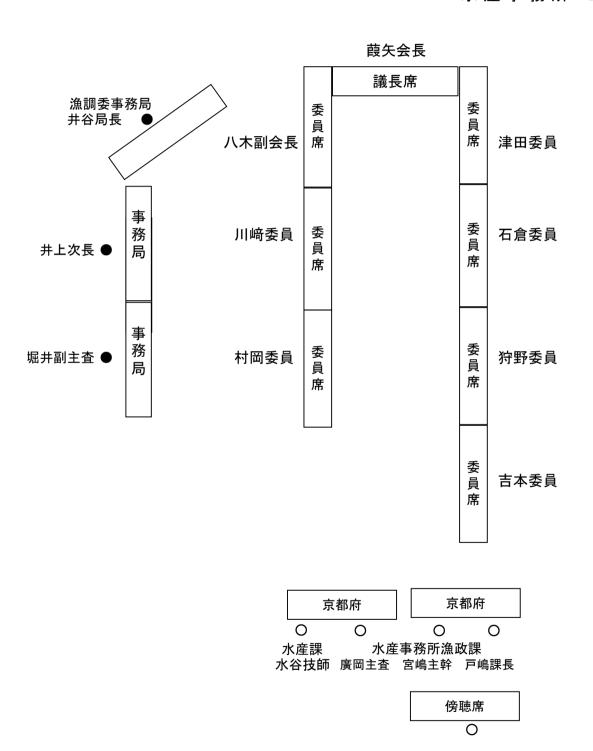
## 第22期 京都海区漁業調整委員会委員名簿

任 期 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

役職	氏 名	備 考
会 長	葭矢 護	公益財団法人京都府水産振興事業団理事長
副会長	八木 一弘	伊根地区 釣漁業 (元) 京都府漁業協同組合理事
委員	津田嘉春	舞鶴地区 釣漁業 京都府漁業協同組合理事
委員	川﨑 芳彦	舞鶴地区 養殖業 京都府漁業協同組合総代
委員	狩野安德	宮津地区 定置網漁業 栗田漁業生産組合組合長理事
委員	石倉 尚正	伊根地区 定置網漁業 有限会社新井崎水産取締役
委員	村岡繁樹	京丹後地区 定置網漁業 湊漁業株式会社代表取締役社長
委員	益田 玲爾	京都大学フィールド科学教育研究センター教授
委員	池田 香代子	株式会社「とト屋」女将
委 員	吉本 秀樹	伊根町長

## 第22期京都海区漁業調整委員会 (第13回委員会配席図)

令和5年2月20日(月)午後2時から 水産事務所 3階 研修室



第1号議案 特定水産資源に関する令和4管理年度に おける知事管理漁獲可能量の変更について (諮問)

## 【理由】

京都府知事から、くろまぐろに関する令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。)における令和5年1月の融通結果に基づく知事管理漁獲可能量の変更について諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

## 【添付資料】

資料 1 京都府知事からの諮問文(写)



5 水 第 67 号 令和5年2月17日

京都海区漁業調整委員会 会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊

特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲 可能量の変更について (諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定による、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更することについて、同条第5項において準用する同条第2項の規定により諮問します。

担当	水産課漁政企画係	水谷
TEL	075-414-4996	

くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量の変更

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量 (t)		
/ 生貝/你		変更前	変更後	
	京都府定置漁業	<u>34. 1</u>	<u>35. 6</u>	
ž.	第 I 期間 (令和 4 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで)	0.0	0.0	
	第 I 期間 (令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)	<u>34. 1</u>	<u>35. 6</u>	
	京都府漁船漁業等(日本海)	1.0	1. 0	
(小型魚)	第 I 期間 (令和 4 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで)	0. 0029	0. 0029	
ろ)	第Ⅲ期間 (令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)	0. 9971	0. 9971	
	京都府漁船漁業等(その他海域)	0. 1	0.1	
	留保	2. 1	2. 1	
	合 計	<u>37. 3</u>	38.8	
	京都府定置漁業	25. 8	25. 8	
くろまぐろ	第 I 期間 (令和 4 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで)	9. 065	9. 065	
	第Ⅲ期間 (令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)	16. 735	16. 735	
	京都府漁船漁業等(日本海)	0. 1	0. 1	
ろ	京都府漁船漁業等(その他海域)	1. 4	1.4	
	留 保	<u>1. 2</u>	1.3	
	合 計	<u>28. 5</u>	<u>28. 6</u>	

第2号議案 特定水産資源に関する令和4管理年度に おける知事管理漁獲可能量の変更について (諮問)

## 【理由】

京都府知事から、くろまぐろに関する令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。)における令和5年2月以降の知事管理漁獲可能量の変更について諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

## 【添付資料】

資料 2 京都府知事からの諮問文(写)



5 水 第 67 号 令和5年2月17日

京都海区漁業調整委員会 会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊

特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲 可能量の変更について(諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定による、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、別紙の取扱いとしたいので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により諮問します。

担当	水産課漁政企画係	水谷
TEL	075-414-4996	

#### 令和4管理年度におけるくろまぐろの融通について

#### 1 現状

漁業法に基づくくろまぐろ資源管理において、漁獲可能量を有効活用するための仕組みとして、都道府県間又は大臣管理区分と都道府県間で漁獲可能量を移動させ、来遊実態に応じた漁獲枠とする融通\*がある。

令和5年1月の融通結果に基づく府内配分は議題1のとおりだが、2月においても 融通が進められており、その結果は3月6日に確定する予定である。

なお、本府からは、小型魚 22.4 トン、大型魚 23.6 トンの譲受を要望しているところである。

#### ※融通の類型

・譲受:漁獲可能量を他県等から譲り受けるもの

・譲渡:漁獲可能量を他県等へ譲り渡すもの

・交換:くろまぐろ(大型魚)とくろまぐろ(小型魚)の漁獲可能量を他県等との間で

移転するもの

#### 2 対応

融通結果に基づく府内配分の変更については、漁業調整委員会に諮問し、答申を得て実施するところであるが、現在、くろまぐろの漁獲枠の消化が進み、放流や操業中止等が行われている状況に鑑み、3月6日に確定予定の融通に基づく手続きの迅速化を図るため、以下の3により配分を行うこととし、漁業調整委員会には結果を報告で対応する。

#### 3 府内配分について

・漁獲枠の超過がない場合、以下の対応をとる。

【小型魚】譲受数量 + 留保から 1.1 t (留保  $2.1 \text{ t} \rightarrow 1.0 \text{ t}$ ) を、京都府定置漁業に配分【大型魚】譲受数量 + 留保から 0.3 t (留保  $1.3 \text{ t} \rightarrow 1.0 \text{ t}$ ) を、追加配分時と同様に、京都府定置漁業:京都府漁船漁業等(その他海域)=95:5 で配分

・超過があった場合は譲受数量(大型魚 0.1 t 含む)を上記の配分比率で配分し、留保からの配分は行わない。

#### ※府留保の取扱いについて

- ・当初は「漁獲枠の管理に必要最小限の数量を設定し、留保からの追加配分は行わない」としていた。
- ・「必要最小限の数量」の変化
  - →放流努力により漁獲枠の超過はほとんど生じていないため、留保を縮小し、漁獲枠に付け替え

# 第3号議案 知事許可漁業における制限措置等について (諮問)

## 【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

## 【添付資料】

資料3 京都府知事からの諮問文(写) ○小型機船底びき網漁業





5 水事第 5 5 号の 2 令和 5 年 2 月 1 4 日

京都海区漁業調整委員会 会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆



小型機船底びき網漁業の制限措置等について (諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号。以下、「法」という。)第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により、及び同項の規定を実施するため、上記漁業のうち手繰第三種漁業(とりがいけた網漁業)の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則(令和2年京都府規則第54号)第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間:令和5年3月16日から令和5年4月15日まで

制限措置:別紙のとおり

扫	当	京都府水産事務所		
111	=	漁政課漁業漁船係	廣岡	
Т	E L	0772-22-4438		

別紙

漁業を営む者の資格	操業に関して京都府漁業協同組合の同意を得ている者			
漁業時期	5月15日から8月15日まで	7月1日から10月31日まで	7月1日から10月31日まで	7月1日から10月31日まで
操業区域	京共第8号	京共第11号	京共第11・12号	京共第12号
船舶の総トン数		で ジャン 下		
許可又は起業の認可を すべき船舶等の数	<b>35隻</b> (許可上限100隻- R5.2.10現在有効な 許可件数65隻)			
漁業種類	手繰第三種漁業(とりがいけた網漁業)			

# 第4号議案 知事許可漁業における制限措置等について (諮問)

## 【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

## 【添付資料】

資料 4 京都府知事からの諮問文(写) ○小型いかつり漁業



5水事第55号の3 令和5年2月14日

京都海区漁業調整委員会 会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



小型いかつり漁業の制限措置等について(諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号。以下、「法」という。)第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により、及び同項の規定を実施するため、上記漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則(令和2年京都府規則第54号)第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間:令和5年3月13日から令和5年4月12日まで

制限措置:別紙のとおり

+0	,	当	京都府水産事務所	
担	=	∃	漁政課漁業漁船係	廣岡
Т	E	L	0772-22-4438	

## 別 紙

漁業種類	許可又は起業の認可 をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型いかつり漁業	3隻 (許可上限5隻- R5.1.1現在有効な許 可件数2隻)	5トン以上 30トン未満	京都府沖合海面	周年	京都府に住所を有する者
	20隻 (単年許可、継続の 扱いなし)	5トン以上 15トン未満	京都府沖合海面		福井県小型いか釣漁業者と京 都府釣漁業者とが締結した協 定に基づく申請者
	20隻 (単年許可、継続の 扱いなし)	5トン以上 10トン未満	京都府沖合海面	5月10日から11月30日まで	但馬海区いか釣漁業者と京都 府釣漁業者とが締結した協定 に基づく申請者